

鹿児島県青少年保護育成条例

改正

- 昭和三十六年十二月二十二日 条例第六十五号
- 昭和三十七年三月三十日 条例第十九号
- 昭和五十七年十月十五日 条例第四十二号
- 昭和五十八年三月二十九日 条例第六号
- 昭和五十八年三月二十三日 条例第七号
- 平成四年三月二十七日 条例第九号
- 平成八年十月十六日 条例第五十号
- 平成十年十二月二十五日 条例第四十三号
- 平成十一年十二月二十四日 条例第四十七号
- 平成十四年三月二十九日 条例第十七号
- 平成十四年十二月二十四日 条例第七十九号
- 平成十八年三月二十八日 条例第二十号
- 平成十九年三月二十日 条例第十四号

目次

- 第一章 総則(第一条 第四条)
- 第二章 映画等の推奨(第五条)
- 第三章 規制(第六条 第二十六条)
- 第三章の二 青少年のインターネット利用環境の整備(第二十六条の二)
- 第四章 雑則(第二十七条)
- 第五章 罰則(第二十八条 第三十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、もつて青少年の保護と健全な育成を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用)

第二条 この条例は、青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやくもこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようないことがあつてはならない。

(県民の責務)

第三条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある行為及び社会環境から青少年を保護しなければならない。

(定義)

第四条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一) 青少年 六歳から十八歳に達するまでの者(婚姻した者を除く。)をいう。

(二) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他青少年を現に保護監督する者をいう。

(三) 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、映写用フィルム、スライドフィルム、録音テープ、録音盤、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(四) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面することなく、販売をすることができる設備を有する機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。)をいう。

(五) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく、貸付けをすることができる設備を有する機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。)をいう。

(六) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号。以下「風適法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(七) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。

第二章 映画等の推奨

(映画等の推奨)

第五条 知事は、映画、演劇、書籍等の内容が青少年の健全な育成上特に有益であると認めるときは、当該映画、演劇、書籍等を推奨することができる。

2 知事は、前項の規定による推奨をしようとするときは、あらかじめ鹿児島県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、審議会を開催するいとまがない場合は、審議会の意見を聴かず同項の規定による推奨をすることができる。この場合において、知事は、次の審議会にその旨を報告しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による推奨をしたときは、その旨を公告するものとする。

第三章 規制

(深夜外出の制限)

第六条 保護者は、特別な理由がある場合のほか、深夜(午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。)に、青少年を、青少年のみで外出させないように努めなければならない。

2 何人も、深夜に、青少年が保護者の同意を得ないで外出している場合は、当該青少年の保護及び善導に努めなければならない。

3 何人も、保護者の同意又は委託を受けるなど正当な理由がある場合のほか、深夜に、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(興行場等への深夜の立入禁止)

第七条 興行場を経営する者若しくは興行を主催する者又は設備を設けて客に遊技、図書等の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者(以下「興行者等」という。)は、深夜に、当該興行又は営業の場所に、青少年を立ち入らせてはならない。

2 興行者等は、深夜に興行又は営業を営むときは、入口の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨を表示しなければならない。

(有害映画等の制限)

第八条 何人も、映画、演劇、演芸、見せ物及び紙芝居(以下「映画等」という。)で、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないようにしなければならない。

- 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、映画等の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その映画等の内容の全部又は一部を有害な映画等として指定することができる。

3 知事は、前項の規定による指定又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合には、審議会の意見を聴かずに同項の規定による指定又は指定の取消しをすることができる。この場合において、知事は、次の審議会にその旨を報告しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示するとともに主催者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により指定された有害な映画等(以下「有害映画等」という。)の主権者は、当該有害映画等を青少年が見、又は聞くことができない旨を当該有害映画等の上映、上演等るとき、入口の見やすい箇所に表示しなければならない。

(有害図書等の制限)

第九条 何人も、図書等でその内容が前条第一項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、配布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けけないよ

うにしなければならぬ。

2 知事は、図書等の内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等の内容の全部又は一部を有害な図書等として指定することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。

4 知事は、第二項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する図書等は、第二項の規定による指定がない場合であつても有害な図書等とする。

(一) 書籍又は雑誌で、別表の左欄に掲げる写真又は図画のいずれかを掲載する紙面の数が二十ページ以上又は総紙面の数の五分の一以上を占めるもの

(二) ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもので、別表の左欄に掲げる映像の時間が合せて三分を超えるもの又は別表の左欄に掲げる写真又は図画のいずれかを表示する場面の数が二十場面以上若しくは総場面の数の五分の一以上を占めるもの

・ 図書等の制作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧又は視聴を不適当と認められたもの

6 知事は、前項第三号に規定する団体を指定したときは、その名称及び当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書等を表示する方法を告示しなければならない。

7 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者(以下「図書等取扱業者」という。)は、第二項の規定により指定された有害な図書等及び第五項の規定に該当する有害な図書等(以下「有害図書等」と総称する。)を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

(有害図書等の陳列場所の制限等)

第十条 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するとき、他の図書等と区分して屋内の監視できる一定の場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れないような方法をとらなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等の陳列場所に、青少年の購入、借受け、閲覧又は視聴を禁ずる旨を表示しなければならない。

(有害広告物の制限)

第十一条 何人も、屋外広告物法(昭和二十四年法律第一八九号)第二条第一項に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物(以下「広告物」という。)で、その内容が第八条第一項各号のいずれかに該当するものを表示しなければならない。

2 知事は、広告物の内容が第八条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告物を有害な広告物として指定す

ることができ。

3 第八条第三項の規定は、前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。

4 知事は、第二項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を当該有害な広告物の広告主又は管理者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により指定された有害な広告物(以下「有害な広告物」という。)の広告主又は管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該有害な広告物を速やかに除去しなければならない。

6 知事は、第四項の規定による通知を受けた広告主又は管理者が当該有害な広告物の除去をしないときは、当該広告主又は管理者に対して期限を付して当該有害な広告物を除去することを命ずることができる。

(有害な器具刃物等の制限)

第十二条 何人も、がんに具、器具その他これらに類するもの又は刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)(以下「がんに具刃物等」という。)で、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないようにしなければならない。

・ 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

・ 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、がんに具刃物等の形状、構造又は機能が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、そのがんに具刃物等を有害ながんに具刃物等として指定することができる。

3 第八条第三項の規定は、前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。

4 知事は、第二項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項第二号に該当するがんに具刃物等で、次の各号のいずれかに該当するものは、第二項の規定による指定がない場合であつても、有害ながんに具刃物等とする。

・ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

・ 使用済みの下着(これと誤認される表示がなされ、又は形態であるものを含む。)

6 がんに具刃物等の販売を業とする者は、第二項の規定により指定された有害ながんに具刃物等及び前項の規定に該当する有害ながんに具刃物等(以下「有害ながんに具刃物等」と総称する。)を青少年に販売してはならない。

(自動販売機等による販売又は貸付けの自主規制等)

第十三条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書等の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書等自動販売貸付業者」という。)(又は自動販売機によるがんに具刃物等の販売を業とする者(以下「がんに具刃物等自動販売業者」という。))は、この条例に定める事項を的確に行わせるため、規則で定めるところにより、その設置する図書等の自動販売機等又はがんに具刃物等の自動販売機ごとに、図書等の自動販売機等を管理する者(以下「図書等自動販売機等管理者」という。)(又はがんに具刃物等の自動販売機を管理する者(以下「がんに具刃物等自動販売機管理者」という。))を置かなければならない。

2 図書等自動販売貸付業者及び図書等自動販売機等管理者又はがんに具刃物等自動販売業者及びがんに具刃物等自動販売機管理者は、図書等でその内容が第八条第一項各号のいずれかに該当するもの又はがんに具刃物等でその形状、構造若しくは機能が前条第一項各号のいずれかに該当するものを自動販売機等に収納しないようにしなければならない。

3 自動販売機により薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)別表第一に規定する衛生用品を販売することを業とする者は、自動販売機の設置場所、販売の方法等について配慮し、青少年の健全な育成を阻害しないようにしなければならない。

(図書等自動販売貸付業者等の届出義務等)

第十四条 図書等の自動販売機等又はがんに具刃物等の自動販売機を設置しようとする図書等自動販売貸付業者又はがんに具刃物等自動販売業者は、自動販売機等を設置する日の十五日前までに、当該自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一) 住所、氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、第三号及び第四号において同じ。)(及び電話番号)

・ 自動販売機等の設置場所

・ 自動販売機等の設置場所を提供した者の住所、氏名及び電話番号

・ 図書等自動販売機等管理者又はがんに具刃物等自動販売機管理者の住所、氏名及び電話番号

・ 自動販売機等の機種及び製造番号

・ 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更を生じた日又は廃止した日から十五日以内に、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項又は廃止した旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項又は前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、知事が交付する届出済証を当該届出に係る自動販売機等の表面の見やすい場所に、表示しておかなければなら

ない。

4 前三項の規定は、風適法第二条第一項に規定する風俗営業(同項第八号の営業を除く。)に係る営業所、同条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所又は店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「店舗型電話異性紹介営業所」という。)に設置する自動販売機等については、適用しない。

(自動販売機等による販売又は貸付けの制限)

第十五条 図書等自動販売業者又は図書等自動販売機等管理者は有害図書等を自動販売機等に、がん具刃物等自動販売業者又はがん具刃物等自動販売機管理者は有害がん具刃物等を自動販売機に収納し、又は収納してはならない。

2 前項の規定は、前条第四項に掲げる営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(利用カードの販売等の制限)

第十六条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、配布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。

2 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納し、又は収納してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

(自動販売機による利用カードの販売の届出等)

第十七条 前条第二項ただし書に規定する場合において、自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、自動販売機を設置する日の十五日前までに、当該自動販売機ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- ・住所、氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、第三号及び第四号において同じ。)
- 及び電話番号
- ・自動販売機の設置場所
- ・自動販売機の設置場所を提供した者の住所、氏名及び電話番号
- ・自動販売機を管理する者の住所、氏名及び電話番号
- ・自動販売機の機種及び製造番号

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「自動販売機等」とあるのは、「自動販売機」と、「規則」とあるのは、「公安委員会規則」と、「知事」とあるのは、「公安委員会」と、同条第三項中「届出済証」とあるのは、「届出済証及び青少年の購入を禁ずる旨」と読み替えるものとする。

(広告物の禁止等)

第十八条 何人も、青少年立入禁止場所(当該場所のうち、外部から見えない部分に限る。)を除き、風適法第三十一条の十三第一項又は第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八條第五項第一号に規定する広告制限区域等において、テレホンクラブ等営業又は利用カードの販売に係る広告物を表示してはならない。

2 何人も、人の住居(青少年が居住していないものを除く。)にビラ等(テレホンクラブ等営業又は利用カードの販売に係るビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。)を配り、又は差し入れてはならない。

3 何人も、前項に掲げるもののほか、青少年に対してビラ等を頒布してはならない。

4 警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

- (一) 第一項の規定に違反して広告物を表示しようとしている者
- (二) 第二項の規定に違反してビラ等を配り、又は差し入れようとしている者
- ・前項の規定に違反して青少年に対してビラ等を頒布しようとしている者

(青少年のテレホンクラブ等営業の利用禁止等)

第十九条 何人も、青少年に、テレホンクラブ等営業に使用する電話番号に電話をかけさせ、店舗型電話異性紹介営業所に立ち入らせ、又はビラ等を受け取らせないよう努めなければならない。

(質受けの制限)

第二十条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋は、青少年から物品(有価証券を含む。)を質に取つてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる等相当の理由がある場合は、この限りでない。

(古物買受け等の制限)

第二十一条 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商又は金属くず類(金属類で、同条第一項に規定する古物(以下「古物」という。)に該当せず、かつ、本来の生産目的に従つて売買し、交換し、加工し、又は使用されないものをいう。以下同じ。)を業として売買し、若しくは交換し、若しくは委託を受けて売買し、若しくは交換する者(以下「金属くず類業者」という。)は、古物又は金属くず類を青少年から買受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と交換してはならない。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(いん行等の禁止)

第二十二条 何人も、青少年に対していん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第二十三条 何人も、青少年に対して入れ墨を施し、又は受けさせてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第二十四条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、又は周旋してはならない。

- ・いん行又はわいせつ行為
- ・とばく行為
- ・麻薬、覚せい剤等の使用
- ・飲酒又は喫煙
- ・トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料の不健全な使用
- ・入れ墨を施す行為
- (保護者等への通知)

第二十五条 何人も、青少年が凶器若しくは銃砲刀剣類を所持し、又はこれらを使用していると認められる等他人の権利を侵害するおそれがあると認められる場合は、速やかに保護者、児童委員、児童福祉司又は学校長に通知するように努めなければならない。

(立入調査等)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

- ・興行者等の興行又は営業の場所
- ・有害映画等を見せ、又は聞かせる場所
- ・図書等取扱業者の営業の場所
- ・がん具刃物等の販売を業とする者の営業の場所
- ・質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所
- ・利用カードの販売を業とする者の営業の場所

2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。3 第一項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章の二 青少年のインターネット利用環境の整備

第二十六条の二 何人も、インターネットの利用によって得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「有害情報」といふ)を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」といふ)を青少年の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができるとする仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

(一) 第二十一条第一項の規定に違反した者

(二) 第二十四条の規定に違反して同条第一号、第三号又は第五号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第二十二条第二項又は第二十三条の規定に違反した者

(二) 第二十四条の規定に違反して同条第六号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十五条第一項の規定に違反して有害図書等を自動販売機等に収納し、又は収納しておいた者

(二) 第二十四条の規定に違反して同条第二号又は第四号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(一) 第七条第一項、第九条第七項、第十二条第六項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

(二) 第十一条第六項の規定による知事の命令に違反した者

(三) 第十四条第一項又は第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(四) 第十五条第一項の規定に違反して有害がん具刃物等を自動販売機に収納し、又は収納しておいた者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(一) 第六条第三項、第二十条又は第二十一条の規定に違反した者

(二) 第七条第二項、第八条第五項又は第十四条第三項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による表示をしていない者

(三) 第十四条第二項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(四) 第二十六条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の資料を提出し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者

6 第二十二条、第二十三条又は第二十四条の規定に違反した者は、青少年の年齢を知らないと理由として、第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条各項の規定に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条各項の刑を科する。

第三十条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(中略)

附則 (平成十九年三月二十日条例第十四号)

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。